

規律委員会設置運営規則

平成24年3月28日

理事会決議

〔平成26年3月26日 一部改正〕

（規律委員会の設置）

第1条 定款第37条第1項に基づき、会長の諮問機関として協会に規律委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の審議事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1）自主規制のための基準に違反し又は違反の疑いのある事案について、その調査の必要の有無及び当該調査結果に基づく改善指導等の対応策
- （2）定款第14条第1項の各号の1に該当し又は該当の疑いのある事案について、その調査の必要の有無及び当該調査結果に基づく改善指導等の対応策
- （3）「苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則」（平成24年3月28日理事会決議）第11条第3項及び第12条の規定に基づき付議した事項
- （4）定款第14条に関する適用基準及び手続規定並びに前号に係る苦情処理に関する規定の整備
- （5）その他会長が必要と認めて付議した事項

（委員等の選任）

第3条 会長は、理事会の同意を得て、委員を選任する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 会長は、上記の委員のほか、協会の役職員の中から専門委員を指名することができる。

（委員長及び委員長代理）

第4条 委員長及び委員長代理は、委員の中から会長が任命する。

2 委員長は、委員会の議長となり、会議を主宰する。

3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理し、又は代行する。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

(議決権)

第6条 委員は、各1個の議決権を有する。

2 委員会における議事は、出席した委員の議決権の3分の2以上の多数決による。

(資料等の要求)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会長に対し、会員からの資料の提出又は口頭若しくは文書による説明を要請することができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求めることができる。

(会長等の出席)

第8条 会長及び協会の常務に従事する理事は、必要に応じ、委員会に出席して意見を述べることができる。

(審議結果の報告)

第9条 委員長は、委員会の審議結果を遅滞なく会長に報告しなければならない。

(議事録)

第10条 委員会は、審議の経過及び結果を記録した議事録を作成する。

(秘密の保持)

第11条 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(細則)

第12条 委員会は、その規則に定めるもののほか、その運営に関し必要な細則を定めることができる。

附 則 (平成24年3月28日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日(平成24年7月2日)から施行する。

附 則 (平成26年3月26日)

この改正は、平成26年5月1日から施行する。

(注) 改正箇所は、次のとおりである。

1. 第4条を改正